



エコマークは(財)日本環境協会が自主的に運営している事業です。エコマークの活動予算は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料および商品認定申込者の皆様からの商品認定審査料でまかなわれています。「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

認定基準に関するお知らせ

認定基準の制定

以下の認定基準が制定されましたので、お知らせいたします。

類型番号	商品類型名	制定日	有効期限
502	「カーシェアリング Version1」	2012年6月5日	2019年6月30日

商品類型 No.502 「カーシェアリング Version1」について

カーシェアリングは、原則マイカーを所有しない複数の会員が自動車を共同で所有・利用するシステムで、自家用自動車の台数を減らし、さらに電気自動車やハイブリッド車などのエコカーを利用することで、地球温暖化の防止、地球のエネルギー消費量の削減、交通渋滞の緩和などにつながります。また、消費者のライフスタイルを転換させるものとして、エコマークで認定基準を策定する意義が大きいことより、新規商品類型として取り上げて検討を行ってきました。

「カーシェアリング Version1」認定基準は、カーシェアリングをより普及させることを第一義に、環境に配慮した自動車の導入や利便性など基本的な要件を必須項目とした上で、多様な取り組みを柔軟に評価できるように推奨項目を設定し、必須項目と加算ポイントの合計値による審査を行う内容としています。主な認定基準項目は以下のとおりです。

保有自動車における JC08 モード/2015 年度燃費基準適合自動車・低排出認定車（平成 17 年排ガス基準 75%低減・4 つ星）の割合に関する基準

設備（電気自動車等の充電設備、カーナビゲーションシステムの装備、ステーションの照明など）に関する基準

事業運営（稼働率、利便性、公共交通機関等と連携）に関する基準

ユーザへの情報提供（エコドライブの推奨、自動車の適切な利用等）に関する基準

事業者の環境配慮（自動車整備、自動車保険等）に関する基準

カーシェアリングの認定基準書および解説は、エコマーク事務局ウェブサイトで公開しています。

（URL：<http://www.ecomark.jp/criteria/502.html>）

エコマークニュース 臨時号 2012年6月5日発行

編集・発行/財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

TEL: 基準・認証課 03-5643-6253 FAX: 03-5643-6257 (各課共通)

総務・契約監査課 03-5643-6255

普及・国際協力課 03-5643-6255

ホームページ：<http://www.ecomark.jp> E-mail：ecomark@japan.email.ne.jp

エコマークは(財)日本環境協会の登録商標です。

